

- ◎新潟県訓令第1号
- ◎新潟県議会訓令第1号
- ◎新潟県人事委員会訓令第1号
- ◎新潟県監査委員訓令第1号

本 庁  
地 域 機 関  
県 議 会 事 務 局  
人 事 委 員 会 事 務 局  
監 査 委 員 事 務 局  
労 働 委 員 会 事 務 局

新潟県職員健康管理規程（昭和52年4月新潟県訓令第11号、昭和52年4月新潟県議会訓令第3号、昭和52年4月新潟県人事委員会訓令第3号、昭和52年4月新潟県監査委員訓令第3号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月13日

新 潟 県 知 事 花 角 英 世  
新 潟 県 議 会 議 長 岩 村 良 一  
新 潟 県 人 事 委 員 会 委 員 長 氏 家 信 彦  
新 潟 県 代 表 監 査 委 員 栗 山 和 廣

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
<b>別表第1（第4条関係）</b>				<b>別表第1（第4条関係）</b>			
採用時等健康診断				採用時等健康診断			
対象者	検査の項目		備考	対象者	検査の項目		備考
1 新 規採 用職 員	(略)	(略)	(略)	1 新 規採 用職 員	(略)	(略)	(略)
	<u>情報 機器 検診</u>				<u>VD T検 診</u>		
(略)				(略)			
(注) (略)				(注) (略)			
<b>別表第3（第4条関係）</b>				<b>別表第3（第4条関係）</b>			
特殊定期健康診断				特殊定期健康診断			
区分	対象者	検査の項目	備考	区分	対象者	検査の項目	備考
(略)				(略)			
9 B 型肝 炎検 診	血液を 取り扱 う業務 に従事 する職 員	(1) (略) (2) 医師が必要と認め る場合次のうち必要 な検査 ア (略) イ 肝機能検査 (G OT、GPT、L AP、γ-GTP 及びT-BIL)	(略)	9 B 型肝 炎検 診	血液を 取り扱 う業務 に従事 する職 員	(1) (略) (2) 医師が必要と認め る場合次のうち必要 な検査 ア (略) イ 肝機能検査 (T TT、GOT、G PT、LAP、γ -GTP及びT- BIL)	(略)
10 <u>情 報機 器</u>	<u>情報機 器作業</u>	(1)～(3) (略) (4) 医師が必要と認め	(略)	10 <u>V DT</u>	<u>VD T 作業に</u>	(1)～(3) (略) (4) 医師が必要と認め	(略)

器 診	に 従 事 す る 特 定 の 職 員	る場合次のうち必要な検査 ア 眼科学的検査 (ア)・(イ) (略) (ウ) 調節機能検査 (40歳以上) (エ) 眼位検査 (40 歳以上) イ (略)	器 診	に 従 事 す る 特 定 の 職 員	る場合次のうち必要な検査 ア 眼科学的検査 (ア)・(イ) (略) (ウ) 調節機能検査  イ (略)
--------	--	---	--------	--	--